

4 新旧対照表

現行	改正案
<p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号に該当する固定資産</p> <p>を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用していることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号に該当する固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）を所有する者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用していることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p>

<p>第40条の4 法第348条第2項第3号,第9号から第10号の10まで,第11号の3から第11号の5まで又は第12号_____の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について,当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては,当該固定資産の所有者は,その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第40条の4 法第348条第2項第3号,第9号から第10号の10まで,第11号の3から第11号の5まで,第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について,当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては,当該固定資産の所有者は,その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第5条 削除</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り,法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第28条の2の規定による控除については,その者の選択により,同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と,「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として,同条の規定を適用することができる。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は,4分の3とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は,4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は,3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は,3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は,2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は,2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定</p>

5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	10 <u>める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	11 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。